

基本方針● ●●●●

基本施策● 子どもがすこやかに育つ母子保健の充実

現状と課題

- ◎ 少子化や核家族化の進展に伴い、家庭や地域における養育機能の低下や子育ての孤立化が懸念され、産後うつ等により育児不安を持つ親が増え、社会全体での支援体制が求められています。
- ◎ 社会環境の変化から高齢出産が増加し、不妊に悩む方が多い一方、予期せぬ妊娠により、不安を抱えながら妊娠期を過ごしている女性も少なくありません。
- ◎ 親の育児の経験不足からだけでなく、「育てにくさを感じる子ども」「小さく生まれた子や、病気や障がいのある子ども」を育てることは、親の心理的負担を大きくしています。

グラフ【母の年齢階層別にみた出生数と構成割合 (%)】

グラフ

子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 赤ちゃん訪問・乳幼児健診などの母子保健事業の質的向上を図る
- ◇ 発達に問題があると思われる子どもへの支援の向上を図る。
- ◇ 学校教育のなかに思春期教育を充実させる。
- ◇ 妊婦・乳幼児の歯科健診の充実を図る。

取り組みの方向性

- ✓ 妊娠・出産・育児期における切れ目ない母子保健対策の充実に取り組みます。
- ✓ 健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による保健対策を推進します。
- ✓ 学校や地域、関係機関との連携により、思春期の保健対策の強化を図ります。

成果指標

妊娠 11 週以下での妊娠届出率

平成 25 年度

93.2%

平成 31 年度

現状より向上

こんにちは赤ちゃん訪問等での把握率

平成 25 年度

100%

平成 31 年度

100%維持

コラム

「マタニティマーク」をご存知ですか？

妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。また、交通機関、職場、飲食店などが呼びかけ、文を添えてポスターなどとして掲示し、妊婦さんにやさしい環境づくりを推進するものです。

新潟市では、母子健康手帳交付時に「マタニティマーク」のストラップを配布するとともに、「思いやり駐車場」の案内をしています。

また、新潟交通のバス広告としてバス側面に「マタニティマーク」を掲載し周知しています。



主な取り組み

1 安心して妊娠・出産ができる環境の整備

(1) 妊婦と胎児の健康管理

妊婦と胎児の健康管理のため、妊婦健康診査を医療機関に委託して実施します。妊婦一人につき、14回までの健診費用の助成を行い、経済的負担を軽減します。

母子健康手帳集団交付時の歯科検診を含めた、わかりやすい情報提供とともに、健診の重要性の普及啓発や確実な受診の勧奨に取り組みます。

安産教室等の各種教室を通じて、妊娠・出産に係る正しい知識と仲間づくりへの支援を行います。

目標事業量

妊婦健康診査

		25年度 実績	26年度 見込	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	妊婦健康診査 延数（件）	75,716	73,245	72,908	72,505	72,007	71,344	70,657
	提供体制	委託医療機関：8病院、15診療所、1助産所 実施時期：【妊娠初期～妊娠23週】4週間に1回、 【妊娠24週～妊娠35週】2週間に1回、 【妊娠26週～分娩】1週間に1回						

(2) 特定不妊治療・専門相談の周知

不妊・不育に関する相談と医療助成の充実に取り組みます。

(3) 医療機関との妊娠期からの連携（医療機関との連携）とハイリスク妊産婦の訪問指導等の強化

医療機関との連携を強化し、妊娠期からの支援を行います。

(4) 産後ケア事業の充実

出産後の産婦及び新生児に産後の母体管理、授乳指導など必要な保健指導を実施し、子どもが産み育てやすい環境の整備をします。

2 安心して子育てができる環境の整備

(1) 子育て環境の整備と孤立化しやすい保護者への援助

こんにちは赤ちゃん訪問事業の充実に取り組むほか、育児相談をはじめとした身近に相談できる体制の充実に努めるとともに、地域子育て支援センター等での健康教育・健康相談など地域での子育て交流を推進します。

また、医療機関や民生児童委員、助産師など関係機関・民間団体との連携を推進します。

目標事業量

こんにちは赤ちゃん訪問事業

		25年度 実績	26年度 見込	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	訪問件数（件）	6,082		6,154	6,120	6,078	6,022	5,964
	実施体制	実施機関：各区健康福祉課・地域保健福祉センター 登録助産師・保健師：60人 地区担当保健師：81人						
北区	訪問件数（件）	537		538	532	526	519	514
	実施体制							
東区	訪問件数（件）	1,108		1,108	1,102	1,093	1,080	1,067
	実施体制							
中央区	訪問件数（件）	1,396		1,449	1,447	1,445	1,439	1,430
	実施体制							
江南区	訪問件数（件）	559		571	568	564	559	554
	実施体制							
秋葉区	訪問件数（件）	572		560	558	555	552	547
	実施体制							
南区	訪問件数（件）	341		334	330	325	318	312
	実施体制							
西区	訪問件数（件）	1,197		1,242	1,237	1,231	1,223	1,215
	実施体制							
西蒲区	訪問件数（件）	372		352	346	339	332	325
	実施体制							

(2) 障がい児・長期療養児への支援

関係機関・民間団体とも連携しながら、要支援児・要支援家庭の早期発見と早期支援とともに発達相談・療育教室における支援の充実に努めます。

また、慢性疾患のある子どもとその家族の支援、障がいのある子への歯科保健を推進します。

3 健康に過ごすための環境の確保

(1) 小児期からの健康的な生活習慣確立への支援

乳幼児健康診査の充実とともに、学校との連携により、小児期からの生活習慣病予防の推進に取り組みます。

(2) 歯科保健の向上

むし歯予防事業・フッ素塗布事業・フッ素洗口事業などのむし歯予防対策とともに歯周病予防を推進します

(3) 予防接種の向上

予防接種について正しい知識の普及と効果的な周知を図ります。

(4) 食育の推進

安産教室などを通じて、妊娠中の適正な食生活や体重管理、禁煙や禁酒を啓発するとともに、離乳食・幼児食講習会により、乳幼児の健康保持増進、将来における適切な食習慣の形成を図ります。

(5) 児童虐待防止対策の推進

再掲（☞●●ページ）

4 思春期の保健対策の強化

(1) 思春期保健対策の強化

今後産み育てる世代が、正しい知識をもって生活決定できるよう支援するとともに感染症対策のための普及啓発を行います。

また、十代の自殺や不健康なやせ等に対する対策を進めます。

(2) 関係機関との連携強化

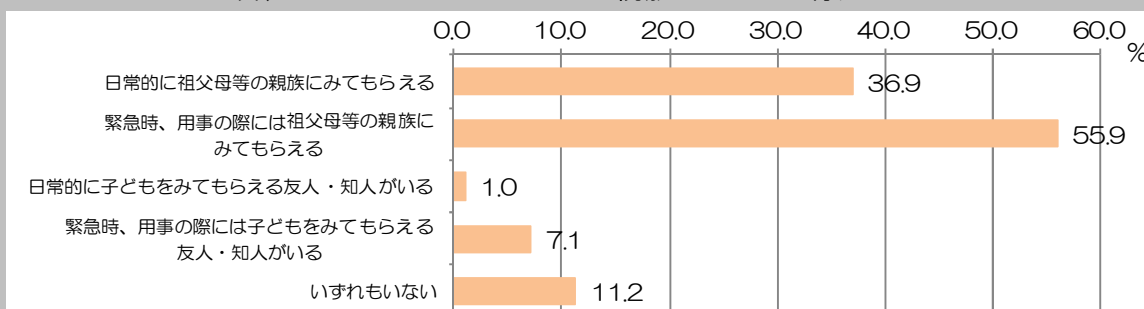
医療機関や民生児童委員、助産師など地域の様々な関係者とも連携しながら、地域や学校における健康教育などを推進するとともに、心の問題についての相談事業の実施とその周知に取り組みます。

基本施策 ● 地域における支援の充実

現状と課題

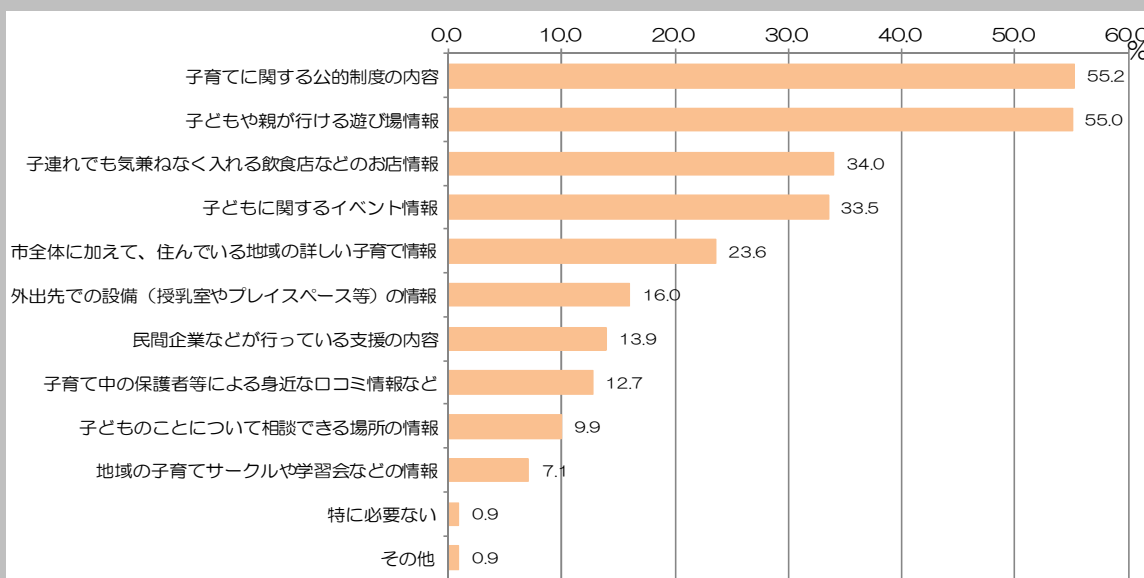
- ◎ 核家族化の進行による家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化により、祖父母や親族、近隣の方たちからの日常的な支援は少なくなっています。
- ◎ 共働き世帯やひとり親家庭の増加など、家族の状況の変化に伴い多様化している子育て家庭のニーズに対し、公平で均一的なサービスの提供を中心とする公的サービスだけで対応することは困難になっています。
- ◎ 子育て支援サービスは、行政サービスだけでなく民間のサービスを含め多種多様であり、子育て家庭が適切な情報を得、必要な支援を利用できる環境を整備する必要があります。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無



資料：平成 25 年度新潟市子ども・子育て支援ニーズ調査

子育てに関して必要な情報



資料：平成 25 年度新潟市子育て市民アンケート（就学前児童保護者）

子ども・子育て会議などでの意見



取り組みの方向性

- ☑ 保護者が子どもにしっかりと向き合い、子どもの育ちを支えることができるよう、育児の不安や負担感を受け止め、家庭の子育て力を十分に発揮できるような取り組みを進めます。
- ☑ 行政による子育て支援サービスを充実させるとともに、関係機関との連携の強化や市民や地域の活動を支えながら協働することで、(柔軟で)切れ目ない支援を届けられる体制の整備を進めます。
- ☑ 保護者が子育て支援の情報を気軽に活用でき、支援が必要な時に、適切な子育てサービスを利用できるよう、効果的な情報収集や発信に努めます。

成果指標

ファミリー・サポート・センターの会員数

平成 25 年度末

918 人

平成 31 年度

●●●●人

住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度 (5 段階評価での平均値)

※対象：就学前児童保護者及び小学生児童保護者

平成 25 年度

2.9

平成 31 年度

3.5

コラム

子育てに関する情報の満足度

H25：未就学児童保護者：33.3%

小学生保護者：32.6%

主な取り組み

1 安心して子どもを育てることへの支援

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所において、親子が遊びながら相互の交流を行う居場所の提供、保護者の子育てに対する不安・悩みを解消するための相談、情報提供、助言を行います。

実施にあたっては従来から地域の子育て支援の拠点として機能してきた児童館・児童センター、市民団体等が運営する子育てサロンなどとの連携による拠点のネットワーク化を図り、地域ぐるみでの子育て支援の環境づくりに努めます。

目標事業量

		25年度 実績	26年度 見込	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	利用者数（人）	345,687		646,324	646,663	642,546	637,836	632,199
	設置数（か所）	42	44	46	47	48	48	48
北区	利用者数（人）	28,107		65,215	65,023	64,329	63,597	62,864
	設置数（か所）	6	6	6	6	6	6	6
東区	利用者数（人）	29,560		93,358	94,229	93,639	92,853	91,870
	設置数（か所）	4	4	5	6	7	7	7
中央区	利用者数（人）	81,778		170,334	170,843	170,647	170,256	169,591
	設置数（か所）	6	8	8	8	8	8	8
江南区	利用者数（人）	38,897		43,378	43,087	42,796	42,481	42,118
	設置数（か所）	3	3	4	4	4	4	4
秋葉区	利用者数（人）	40,552		64,060	63,551	63,224	62,897	62,424
	設置数（か所）	5	5	5	5	5	5	5
南区	利用者数（人）	25,776		38,241	37,363	36,815	36,193	35,462
	設置数（か所）	4	4	4	4	4	4	4
西区	利用者数（人）	64,124		122,244	123,920	123,340	122,695	121,986
	設置数（か所）	8	8	8	8	8	8	8
西蒲区	利用者数（人）	36,893		49,493	48,646	47,755	46,864	45,884
	設置数（か所）	6	6	6	6	6	6	6

(2) ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けたい市民（依頼会員）と援助を行いたい市民（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、多様なニーズに対応します。

実施にあたっては認知率の向上とともに、他のサービスを組み合わせての利用など、料金負担が軽くなるような工夫を方法を周知します。

また、登録場所の増設など登録機会の利便性の向上に努めます。

目標事業量

小学生の放課後の預かり以外に
についても含めて記載

(3) 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保護者が就労等により家庭で保育できない場合に、医療機関に併設した施設で一時的に保育を行います。

施設のない区を中心に、医師会・医療機関の協力のもと、保育園併設の病後児保育施設を含め、施設を増設します。

また、他のサービスを組み合わせての利用など効率的な利用について周知を図ります。

目標事業量

		25年度 実績	26年度 見込	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	利用児童数（人）	8,894	11,206	14,568	14,490	14,379	14,254	14,187
	設置数（か所）	8	8	12				
北区	利用児童数（人）	309	389	1,417	1,409	1,399	1,386	1,380
	設置数（か所）	0	0	1（+1）				
東区	利用児童数（人）	2,289	2,884	2,884	2,869	2,847	2,822	2,809
	設置数（か所）	2	2	2（+0）				
中央区	利用児童数（人）	2,593	3,267	3,267	3,250	3,225	3,197	3,182
	設置数（か所）	3	3	3（+0）				
江南区	利用児童数（人）	971	1,223	1,223	1,216	1,207	1,197	1,191
	設置数（か所）	1	1	1（+0）				
秋葉区	利用児童数（人）	535	674	674	670	665	659	656
	設置数（か所）	1	1	1（+0）				
南区	利用児童数（人）	106	134	1,045	1,039	1,031	1,022	1,018
	設置数（か所）	0	0	1（+1）				
西区	利用児童数（人）	2,037	2,567	2,659	2,645	2,625	2,602	2,589
	設置数（か所）	1	1	2（+1）				
西蒲区	利用児童数（人）	54	68	1,399	1,392	1,381	1,369	1,362
	設置数（か所）	0	0	1（+1）				

(4) 子育て短期支援事業（こどもショートステイ）

保護者が、入院、出産や冠婚葬祭、出張などの理由により家庭において児童を養育することが困難になった場合に実施施設において一時的に養育します。

育児疲れを理由とした利用については、育児放棄につながることをないように留意しながら、児童虐待の危険性が高い場合などの利用について検討します。

また、新設する乳児院での実施について検討します。

目標事業量

		25年度実績	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
全市	利用児童数（人）	18		43	158	273	387	502
	設置数（か所）	1	1	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2

(5) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行います。

子育て支援の基本的な提供区域である行政区ごとに実施か所を設けることを検討します。併せて、市社会福祉協議会が設置する、子育てに関するワンストップ型総合相談窓口「子育てなんでも相談センターきらきら」の活用を検討します。

(6) 子育て支援のネットワークづくり

子育てを地域全体で支えていくために、地域で活動する子育てを応援する様々な団体や関係機関等と連携を図りながら、各団体間でより多くの情報交換や交流ができるとともに、地域の子育てサービスの有効利用につながるよう、子育て支援のネットワークづくりを進めます。

2 子どもに関する相談体制の充実

(1) 妊娠期から出産後の相談

妊娠期を健康に過ごし、安全に出産ができるよう、母子健康手帳の交付に併せて保健指導を実施します。また、股関節検診の際に2~4か月児をもつ親を対象として、産後の家族計画・受胎調節指導と併せて、健康相談・育児相談を実施します。

(2) けんこう広場 ROSA ぴあ

西堀ローサに設置したけんこう広場 ROSA ぴあにおいて、思春期保健相談士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士など専門のスタッフが、思春期や妊産婦・更年期のこと、子育て、食事・健康等に関する相談や情報提供を行います。

(3) 家庭児童相談

各区役所において、家庭における子どもの養育，人間関係，その他家庭児童福祉について，必要な相談・指導を行います。

(4) 児童相談所における相談・支援

養育困難，非行，発達の遅れ，児童虐待など，18歳未満の児童に関する相談のうち，専門的な知識及び技術を必要とする問題について，家庭などからの相談に応じ，社会的・心理学的・医学的判定や一時保護を行い，適切な指導・助言及び施設入所措置などを実施します。

(5) 子育てワンストップサービス

市社会福祉協議会が設置する，子育てに関するワンストップ型総合相談窓口「子育てなんでも相談センターきらきら」の運営を支援します。

3 子育て支援情報の充実

(1) 総合的な情報の提供

市が発行する「子育て応援パンフレット スキップ」や市報、ホームページによる情報提供に取り組むとともに、より身近な情報を収集、発信するため、市民との協働による手作り情報サイト「にいがたっ子ひろば」を運営します。

また、スマートフォンやタブレットを活用した情報発信について検討します。

(2) 妊娠期から産後の切れ目ない情報の提供

母子健康手帳交付時、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の機会を活用し、安心して妊娠・出産、子育てができるよう必要な情報を提供します。

(3) こんにちは赤ちゃん訪問事業での情報提供

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、地域の子育て支援や出産後に利用できるサービスなどについて情報提供します。

4 安心して過ごせる居場所の整備

(1) 地域子育て支援拠点事業

再掲 (☞●●ページ)

(2) 放課後の居場所の整備

(3) 健全な遊び場、体験の場の提供

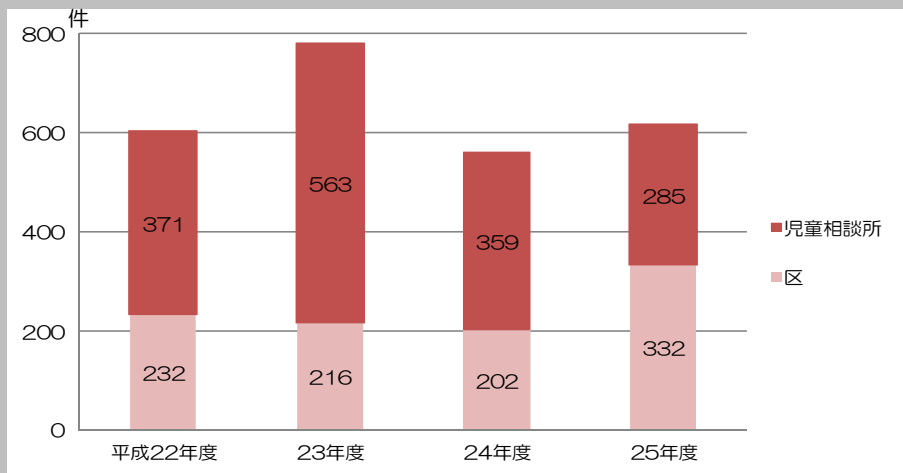
(4) 多様な主体による居場所づくりの支援

基本施策 ● 児童虐待防止と要保護児童等対策の充実

現状と課題

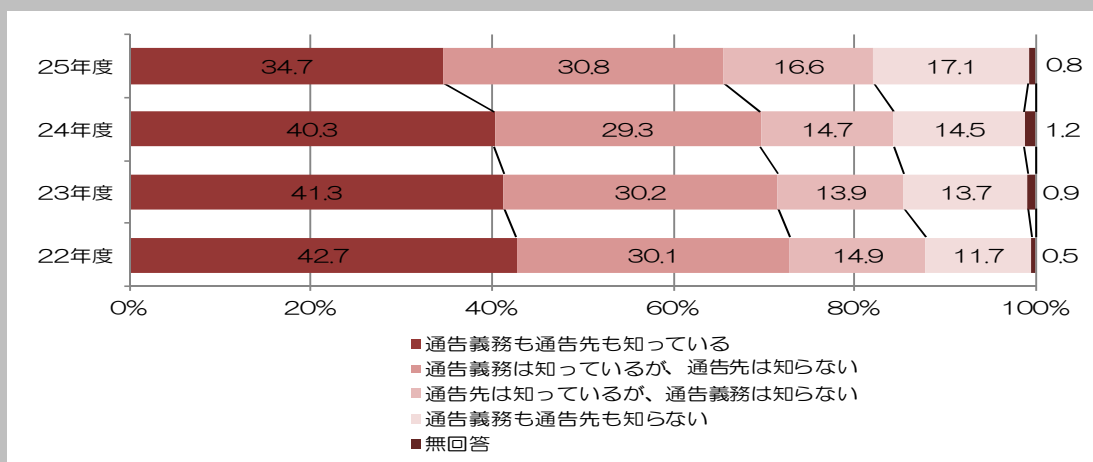
- ◎ 児童虐待相談件数の増加とともに子どもや家庭が抱える背景が多様化・複雑化しており、子どもの育ちや子育てを社会全体で支援していく必要があります。
- ◎ 児童虐待の通告に関しては、通告義務・通告先ともに認知率が低い現状から、引き続き広報・啓発が必要です。
- ◎ 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境の変化から、周囲の助言や協力が得られにくい状況があり、相談窓口や各種支援制度の充実と周知が必要となっています。

児童虐待相談対応件数の推移（新潟市）



資料：福祉行政報告例

児童虐待通告義務認知率の推移（新潟市）



資料：新潟市子育て市民アンケート ※就学前保護者及び小学生保護者の合計値

子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 児童虐待の防止、通告先・報告義務の認知率向上のため、よりわかりやすく、積極的な広報を行うべき。
- ◇ 総合的な対応と職員の対応スキル向上のため、例えば、母子保健部門と児童福祉部門の人材が交流できるような多職種の人事配置が必要ではないか。

取り組みの方向性

- ✓ 児童虐待の防止、通告先・報告義務の認知率向上のため、より広く効果的な広報・啓発に努めます。
- ✓ 児童福祉、母子保健等の各担当部局が日頃から緊密な連携を図り、医療機関や児童委員等の関係機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化するとともに、職員の対応スキルの向上を図ります。

成果指標

通告義務・通告先の認知率（※対象：就学前児童保護者及び小学生保護者）

平成 25 年度
34.7%

平成 31 年度
50.0%

平成 25 年度

平成 31 年度

コラム

「オレンジリボン」をご存知ですか？

オレンジリボン運動は、「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。オレンジリボンを身に着けることで、子育てを暖かく見守り、子育てをお手伝いする意志を示すことができます。

また、児童虐待防止法が施行された11月は「児童虐待防止推進月間」に定められており、新潟市においても、毎年オレンジリボンツリーの設置をはじめとしたキャンペーンを実施して啓発に取り組んでいます。



1 発生予防

(1) 各種子育て支援講座の実施

市民を対象に、育児不安の軽減や子どもとの接し方など、子育て支援を目的とした講座や講演会を開催します。

(2) 妊娠期からの継続した支援体制の充実

妊娠期から支援が必要な妊婦について把握し、保健師等による支援を行うとともに、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査における未把握児に対応し、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を行います。

(3) 養育支援訪問事業の検討

乳児家庭全戸訪問事業等で把握した、特に支援が必要な子どもや保護者に対して、保健師等専門職による支援及び家事・育児支援を行う「養育支援訪問事業」の実施を検討します。

2 早期発見・早期対応

(1) 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童対策地域協議会の運営を通して、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関と連携して子どもや保護者への支援を行います。

(2) 職員・関係機関への研修の実施

担当職員や関係機関を対象に、児童虐待防止、早期発見・対応にかかる基本的な知識やスキルを習得するための研修を実施します。

(3) 家庭への支援と子どもの自立支援

養育に困難を抱える家庭に対しては、子どもの保護・養育支援を行うほか、家庭への支援を行い、親子関係の再構築をはかるとともに、児童の自立を支援していきます。

3 周知

(1) オレンジリボンキャンペーンの実施

オレンジリボンツリーの設置やセミナーの開催など各種広報・啓発活動を通して、児童虐待防止に関する市民の意識向上を図ります。

(2) 通告義務・通告先の周知

通告義務・通告先について、広報誌への掲載や啓発チラシの配布等による周知を図り、児童虐待発生時の速やかな相談・通告につなげます。

(3) 相談窓口・子育て支援制度の周知

各種支援制度の充実を図るとともに、早期の相談や支援につながるよう、相談窓口や支援体制について周知します。

新潟市要保護児童対策地域協議会

代表者会議

関係機関の代表者による協議会全体の運営管理、市における児童虐待防止体制・施策の検討および情報交換

区

区連絡会

各区における代表者会議

実務者会議

児童虐待防止業務の実務者によるケースの進行管理、援助方針の検討・協議

地区連絡会

関係機関の地域組織による情報共有

個別ケース検討会議

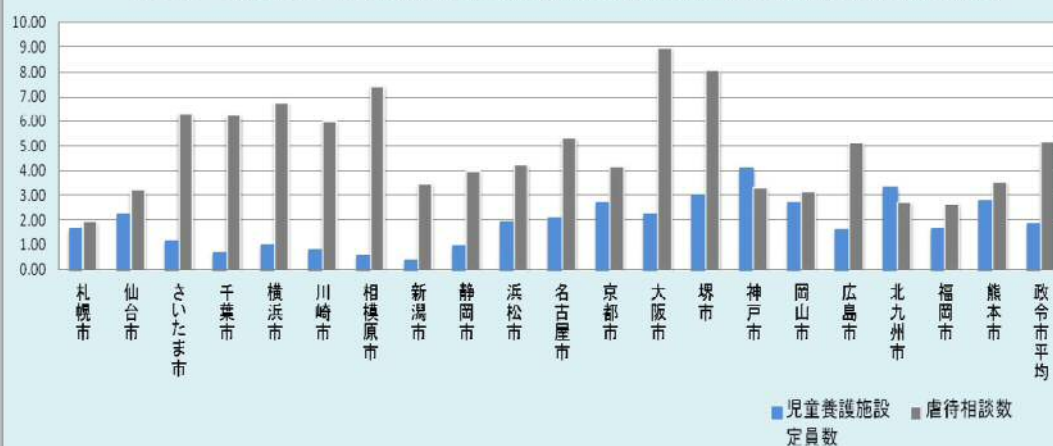
児童とその世帯に直接かかわる関係者による個別・具体的な支援内容の検討

基本施策 ● 社会的養護体制の充実

現状と課題

- ◎ 児童虐待の増加など保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、また、子どもや家庭が抱える背景が複雑化・多様化しています。
- ◎ 保護の必要な児童が入所する児童養護施設の入所率は9割を超える高水準で推移しており、一時保護の件数も増加（期間も長期化。）しています。また、本市では乳児院が未設置です。
- ◎ （児童養護施設への措置入所）保護が必要な児童に占める被虐待児童の割合は年々増加しており、より手厚い処遇体制が求められています。

年少(0~14歳)人口千人あたりの児童養護施設定員数と児童虐待相談件数(平成24年度)



県内児童福祉施設の入所状況

平成24年6月1日現在

施設種別等 (県内箇所数等)	定員等()内は暫定定員数)		
	定員(a)	現員(b)	入所率(b/a)
乳児院 (1)	35	31	88.6
児童養護施設 (5)	206(203)	185	91.1
児童自立支援施設 (1)	80(23)	19	82.6
里親 (290)	290	80(102)	-
ファミリーホーム (1)	5	3	60.0
母子生活支援施設 (6)	92(60)	43	71.7
自立援助ホーム (1)	6	5	83.3

注) 現員には一時保護委託児童数を含む。

里親の定員は登録数(重複あり)。里親の原因は委託里親数()内は委託児童数)

母子生活支援施設の定員及び現員は世帯数

子ども・子育て会議などでの意見

- ◇
- ◇

取り組みの方向性

- ✓ 子どもの状態や年齢に応じた適切な支援を実施できるよう、乳児院等の施設の整備を進めるとともに、里親やケア単位の小規模化など家庭的な養育体制の推進や、専門的ケアの充実に取り組めます。
- ✓ 早期の家庭復帰のためには、親子関係の再構築支援など、家庭環境の調整が必要であり、関係機関が連携した相談体制の整備を進めます。
- ✓ 施設退所後の子どもたちの自立支援策の充実に向け、相談支援（アフターケア）の充実、地域支援ネットワークの構築します。

成果指標

保護が必要にも関わらず、入所できなかった児童の数

平成 25 年度

0

平成 31 年度

0

登録里親数

平成 26 年 4 月 1 日現在

83 世帯

平成 31 年度

113 世帯

コラム

“社会的養護”ってな～に？

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。

1 社会的養護体制の充実

(1) 新潟市立乳児院の整備

平成 27 年 4 月 1 日開設を目標に、新潟市児童相談所の隣接地に整備し、社会定期養護の充実を図ります。家庭支援専門相談員と心理担当職員を配置するなど専門的ケアの充実に取り組みます。

(2) 老朽化施設の改築・改修と小規模化の推進

老朽化が進んでいる児童自立支援施設「県立新潟学園」の改築整備を県とともに進めます。

老朽化している児童養護施設「新潟天使園」の改修支援について検討します。
なお、改築・改修の際は、家庭的養護推進の観点から小規模化を推進します。

(3) 里親、ファミリーホーム制度等の普及促進

家庭的な養育環境としての里親、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の普及を促進し、それぞれの子どもにあった養育環境の提供に努めます。

(4) 自立支援の充実

自立の際にも保護者からの適切な支援を受けられない子どもに対し、自立を援助するため、自立援助ホームの支援とともに、施設退所後の相談支援（アフターケア）の充実に努めます。

(5) 児童相談所の機能強化

社会的養護を推進していくためには、その中心となる児童相談所の一層の機能強化と体制の充実が必要であるため、業務内容、業務量に見合った体制整備・人員配置を進めるとともに、一時保護機能の強化、職員の質の向上に努めます。

(6) 県や市外の関係施設との連携

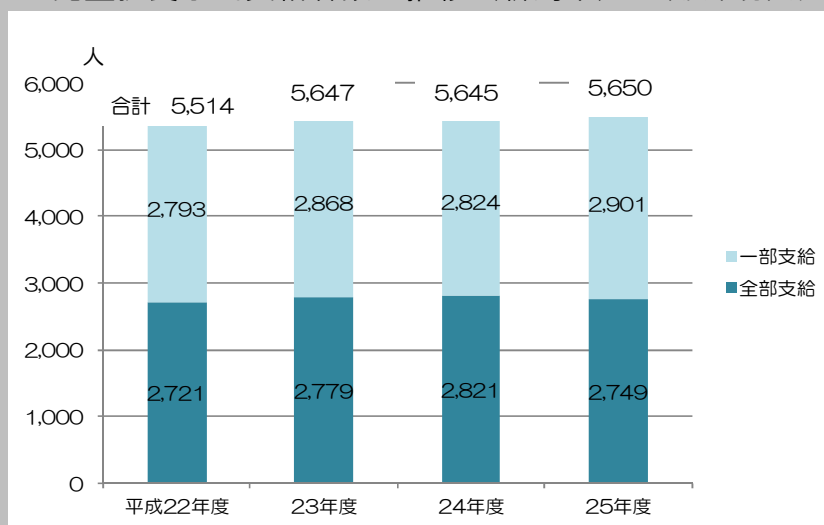
社会的養護が必要な児童については市域を越えた対応が必要になることから、県とともに取り組むとともに、市外の関係施設との連携に努めます。

基本施策 ● ひとり親家庭の自立支援の推進

現状と課題

- ◎ ひとり親家庭は増加傾向にあり、子どもや家庭が抱える背景が複雑化・多様化しており、適切な支援の必要性が高まっています。
- ◎ ひとり親家庭でも、特に母子家庭の母の就労状況は非正規雇用が多く、また、就労を希望していても就業できていないひとり親も多いことから、家庭環境に応じた就労支援が必要となっています。さらに、ひとり親家庭の母や父の就業を推進するためには、雇用する企業側の一層の理解や協力が必要です。
- ◎ 就労していてもひとり親家庭の稼働所得は低く、経済的に厳しい状況にあり経済面での不安を抱えています。
- ◎ ひとり親家庭への各種支援制度を周知するため、情報提供・相談機能の充実が求められており、関係機関との連携・協力が一層必要とされています。

児童扶養手当受給者数の推移（新潟市）※年度末現在数



資料：新潟市作成

ひとり親家庭事業の利用等の件数の推移（新潟市）

	平成22年度	23年度	24年度	25年度
就業・自立支援センター相談件数	1,104	865	866	1,032
自立支援給付金給付件数	10	15	22	29
自立支援プログラム策定件数	105	105	113	113
日常生活支援事業利用件数	404	313	475	479

資料：新潟市作成

子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ ひとり親家庭が各種支援制度を利用するときは、利用料の減免などの配慮が必要。
- ◇ ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援事業を検討してほしい。
- ◇ ひとり親家庭が抱える課題は、複雑かつ多岐にわたっているため、状況に応じた支援が必要。

取り組みの方向性

- ✓ ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援を引き続き行います。
- ✓ ひとり親家庭の家庭環境に応じた多様な就労支援を行います。
- ✓ 父子家庭も母子家庭も同様な支援制度を受けられるよう国への働きかけを行います。

成果指標

母子家庭等就労支援事業の就職者のうち、希望どおり正職員として就職した人の割合



住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度（5段階評価での平均値）

※対象：就学前児童保護者及び小学生児童保護者のうち母子・父子家庭



コラム

みなし寡婦（夫）控除

未婚のひとり親家庭への子育て支援制度として平成 25 年度から実施しているもので、所得税や住民税の計算では寡婦（夫）控除を受けることができない方でも、子育て支援制度を利用するときに、「寡婦（夫）控除」を受けたとみなして利用料を計算するものです。現在、保育料や放課後児童クラブ（ひまわりクラブ）などの事業で実施しています。

主な取り組み

1 子育て・生活支援

(1) 日常生活支援事業

ひとり親家庭や寡婦が、病気や就職活動などにより一時的に家事や育児の手伝いを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣して日常生活の支援を行います。

(2) 保育園・放課後児童クラブの優先利用の促進

ひとり親家庭の児童が保育園の入所、や放課後児童クラブへの入会を希望する場合、優先して入所・入会できるよう配慮します。

(3) ひとり親家庭生活支援事業

ひとり親家庭が抱える児童の養育や健康面の不安など、生活の中で直面する課題の解決にむけて精神的な安定を図るため家庭生活の支援を行います。

2 就業支援

(1) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親の父または母に対し、就業相談から就業情報の提供まで一貫した支援を行うため、専門の相談員を配置し支援を行います。

(2) 自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、ご本人の生活状況や就業への意欲、資格取得への取り組み等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し自立にむけた支援を行います。支援の一環としてハローワークと連携しきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業を実施します。

(3) 自立支援給付金

ひとり親家庭の父または母が就職に有利な資格や経済的自立に効果的な資格を取得するための費用の一部または取得期間の生活費の負担軽減のため給付金を支給します。

3 経済的支援

(1) 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭の父または母もしくは父母に代わって児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長のため生活の安定と自立の促進を目的に手当を支給します。

(2) ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の父または母もしくは父母に代わって児童を養育している方とその児童について、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的にその医療費の自己負担額の一部を助成します。

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金

一時的な資金を必要とするひとり親家庭の父または母と寡婦及び父母のない児童に対し無利子または低利で資金をお貸しします。

(4) みなし寡婦（夫）控除

所得税や住民税の計算では寡婦（夫）控除を受けることができない方でも、こそ育て支援制度を利用するときに、「寡婦（夫）控除」を受けたとみなして利用料を計算します。

4 養育費確保支援

(1) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭またはひとり親家庭になるかもしれない方からの養育費の相談をお受けするため専門の相談員を配置します。弁護士による養育費などの無料法律相談を実施します。

基本施策● 障がい児への支援の充実

現状と課題

- ◎ 障がいの特性や成長に合わせた障がいのある子どもへの支援とネットワークの充実が求められています。
- ◎ 障がいのある子ども一人ひとりに対する、生活や学習のきめ細やかな支援とともに、放課後等の居場所の確保や充実が求められています。
- ◎ 障がいのある子どもへの障がいの状態に応じたきめ細やかな支援とともに、障がいに対する家族や地域の理解の促進、関係機関の連携体制の充実が必要となっています。

グラフ

グラフ

子ども・子育て会議などでの意見



取り組みの方向性

- ✓ 専門的な支援の充実のほか、日常生活の場でも地域全体で障がいのある子どもや保護者を支援する環境をつくれます。
- ✓ 保育・教育・学童機関・児童発達支援・医療機関が連携し、早期から切れ目のない支援を行う体制を検討します。

成果指標

●●●●●の●●

平成 25 年度

●●●●●

平成 31 年度

●●●●●

●●●●●の●●

平成 25 年度

●●●●●

平成 31 年度

●●●●●

コラム

主な取り組み

1 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

- (1) 乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査
- (2) 乳児家庭全戸訪問事業
- (3) 療育教室の拡充
- (4) 発達支援コーディネーターを中心とした支援ネットワークの検討
- (5) (仮称) こども発達支援センターの整備

2 相談体制の整備

- (1) 児童相談所
- (2) (仮称) こども発達支援センターの整備
- (3) 障がい児ワンストップ相談事業

3 専門的支援

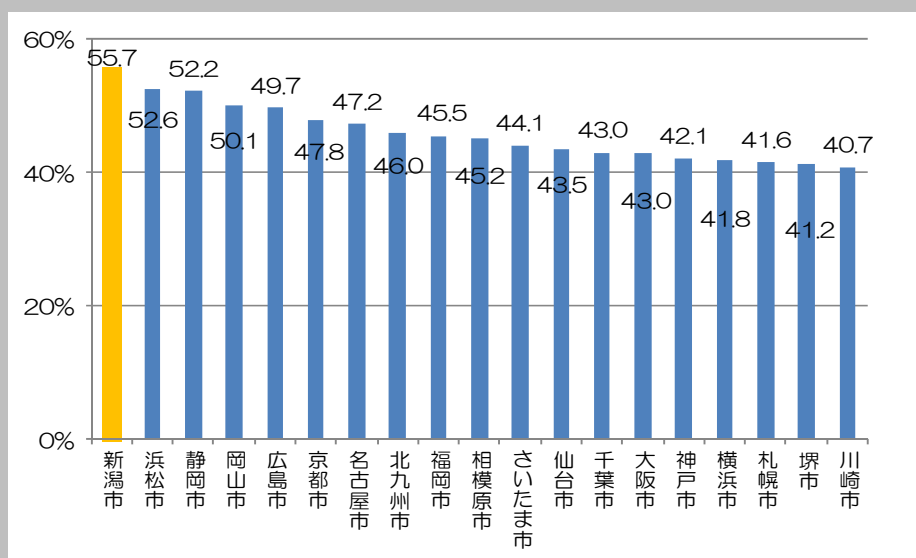
- (1) (仮称) こども発達支援センターの整備
- (2) 入所支援
- (3) 通所支援
- (4) 短期入所事業
- (5) 日中一時支援

基本施策 ● ワーク・ライフ・バランスの推進と
子ども・子育てを応援する機運の醸成

現状と課題

- ◎ 新潟市の子どもがいる夫婦の共働き率は55.7%と政令市中最も高く、仕事と生活の両立は子育て世帯にとって大きな課題となっています。
- ◎ 育児休業取得率は、女性で増加傾向にあるものの、男性の取得率が依然として低く、また、長時間労働の慢性化により家庭で子育てにかかわる時間が短くなっている現状があります。
- ◎ 女性が育児と両立しながら就業を継続することができる仕組み、また、出産・育児に伴う退職後も、再就職が容易にできるような環境づくりが必要です。

子どもがいる夫婦の共働き率



資料：平成 22 年国勢調査

少子化対策に有効な支援策

- ◎就学前児童保護者
 - 1位：子育てに理解ある職場環境の整備：61.3%
(育児休業や子どもの病気等の際、休暇が取りやすい等)
 - 2位：保育料の軽減：51.7%
 - 3位：短時間勤務など多様・柔軟な働き方の選択可能な社会の実現：40.6%
- ◎小学生保護者
 - 1位：子育てに理解ある職場環境の整備：54.7%
 - 2位：児童手当の拡大：51.2%
 - 3位：医療費助成の拡大：51.0%

資料：平成 25 年度新潟市子育て市民アンケート

子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 子育てに理解のある職場環境の整備を企業にはたらきかけるうえでは、そのような環境整備や取組みが企業にとっても有益になるような仕組みをつくるのが、有効ではないか。
- ◇ 労働者側に対しても、休暇等の制度や子育て支援サービスをよりわかりやすく周知することが必要。

取組みの方向性

- ✓ 子育てに理解のある職場環境の整備が人材の定着や企業のイメージアップにつながることを伝え、企業に対し職場環境の整備を促すようはたらきかけを行います。
- ✓ 出産等を機に退職し再就職を目指す女性、働きたいと思っている子育て中の女性の再就職を支援していきます。
- ✓ 保育所、放課後児童クラブを整備するとともに、延長、休日保育や病児保育、ファミリー・サポート・センターなど、多様化する就労形態や保育ニーズに対応したサービスの提供を支援していきます。

成果指標

育児をしている女性の有業率 (H24 就業構造基本調査)



男性の家事・育児・介護への従事時間 (H26 男女共同参画に関する基礎調査)



コラム

「カエル！ ジャパン」 キャンペーン

内閣府による、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための国民運動のシンボルマークです。

キャッチフレーズは「ひとつ「働き方」を変えてみよう！」。まず自分のできる範囲で、普段の仕事と家庭生活を少し見直してみませんか？



1 ワーク・ライフ・バランスの推進と働き方の見直し、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備

(1) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発

シンポジウム、企業コンサルティング（ガイドブック作成）、経営者向け連続セミナー、学生向けロールモデルとの交流会などを開催し、企業・労働者・学生などさまざまな立場の市民がワーク・ライフ・バランスについて考える機会を設けます。また、男性の積極的な家事・育児への関わりについてはたらきかけます。

(2) 男性の育児休業取得奨励金

市内の中小企業に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合、その事業主と本人に奨励金を支給します。

(3) にいがたっ子すこやかパスポート事業

協賛企業・店による子育て家庭への特典の付与などを通じ、企業が子育てについて考えるきっかけをつくります。

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(1) 保育サービス等の充実

保育園、放課後児童クラブの整備、延長保育、休日保育、病児デイサービスの充実、ファミリー・サポート・センターの活動の推進など、多様な働き方や保育ニーズに対応したサービスの提供を支援します。

(2) 女性の再就職支援

マザーズ再就職支援セミナー（ハローワーク共催）、再就職支援講座（アルザにいがた）、働く女性のハンドブック「働く女性のために」の作成、女性労働問題相談室での社会保険労務士による無料相談などを通じ、子育てと両立しながら働くことができる環境づくりを支援します。

3 子ども・子育てを応援する機運の醸成

(1) にいがたっ子すこやかパスポート事業（再掲）

協賛企業・店による子育て家庭への特典の付与などを通じ、地域全体で子育てを応援する機運をつくります。

(2) 子育て応援情報の発信（再掲）

再掲〇〇ページ

(3) 子育て応援キャラクター「ほのわちゃん」の活用

新潟市の子育て支援に親しみと関心をもってもらうため、各種広報媒体やイベント等で活用します。

(4) 多様な主体の取り組みの支援

児童福祉週間（厚生労働省）、家族の日・家族の週間（内閣府）に関する取り組みへの協力やハッピー・パートナー企業（新潟県）などのほか、民間企業やNPOを含めたさまざまな団体が行う取り組みに協力、支援していきます。

コラム

新潟市子育て応援キャラクター「ほのわちゃん」

新潟市の子育て支援のマスコットとして、パンフレットやイベント等で幅広く登場し、地域社会全体で子育てを応援するイメージづくりを行っています。

お米がモチーフで、抱っこひもは親を取り巻く、周りからの支援や助けを表現しています。

ハッピーパートナー企業になりませんか？

新潟県では、男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等を「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」として登録し、その取組を支援しています。県の各種広報等により企業イメージ・知名度アップにつながるほか、様々なメリットがあります。

